

会員規約

名称及び所在地

第1条

本スタジオの名称・所在地は本文末尾に明記します。（以下「本スタジオ」といいます）

目的

第2条

本スタジオは、入会されたメンバー（安廣道場会員、ライフキネティック会員、フィットネス会員）が本スタジオ内の施設を利用して心身の健康の維持・増進を図るとともにメンバー相互の親睦を密にし、品位あるスタジオライフをエンジョイすることを目的とします。

入会資格

第3条

①本スタジオに入会できる方は、別に定める各メンバー種類の各要件を満たし、本スタジオの趣旨に賛同し本規約を承諾した方とします。（以下「メンバー」といいます）

②暴力団構成員、メンバーの円滑なスタジオライフに支障を来す可能性がある方、その他本スタジオが不適當と認める方は、入会資格がありません。また、入会後であってもこれらの事象が判明した時点で退会していただきます。

メンバーの種類

第4条

本スタジオのメンバー種類及び各要件は別に定める通りです。

入会手続

第5条

①本スタジオに入会する方は所定の入会手続を行い、本スタジオの承認を得た上、定める会費・入会諸費用をお支払いいただきます。また、必要により医師の健康証明書の提出を求められることがあります。

②入会する本人が未成年者の場合は、本人と保護者の連名で申込み手続をとらなければなりません。この場合保護者は、自らメンバーになった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負担し、本規約第18条に定める危険負担と本スタジオの免責につき同意するものとします。

資格停止及び除名

第6条

本スタジオは、メンバーが次の各号の一つに該当すると認めた場合は、メンバー資格の一時停止または除名をすることができます。

一 本スタジオの定める会費・諸費用につき、3ヶ月以上滞納したとき。

（除名の場合も除名以前の会費・諸費用は全て納入していただきます。）

二 本スタジオの施設を故意に毀損したとき。

三 本規約、その他本スタジオが定める規則に違反したとき。

四 本スタジオの名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したとき。

五 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。

六 伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。

七 本スタジオ、指導者の合理的な指示・指導に従わないとき。

八 その他本スタジオが、社会通念に照らし、本スタジオメンバーとしてふさわしくないと認めたとき。

メンバー資格の喪失

第7条

メンバーは、退会、除名、死亡及び失踪宣言をうけたとき、その資格を失います。メンバーが資格を喪失した場合には、第9条に規定するメンバーズカードその他本スタジオから貸与されている物品がある場合には速やかに返還してください。

メンバー資格の譲渡禁止

第8条

メンバーは、そのメンバー資格を他に譲渡すること（相続を含みます）はできません。

メンバーズカード

第9条

本スタジオは、メンバーに対してメンバーズカードを貸与します。なお、メンバーが本スタジオを利用しようとするときは、メンバーズカードを提示しなければなりません。

会費等の支払

第10条

メンバーは、本スタジオの定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。会費等の種類、金額、支払期限及び支払方法等は本スタジオが定めるものとします。

（月会費は、メンバーが本スタジオのメンバー資格を有する限り、現実に本スタジオの施設を利用しない場合も支払い義務が発生します）毎月20日に翌月分をご指定の口座より引き落とし致します。

休 会

第11条

①メンバーは、各月の5日（5日が休館日の場合翌営業日）までに本クラブに所定の休会届を提出することにより、翌月から休会することができます。本クラブの事務手続き上、5日を過ぎた場合は翌々月扱いになります。

②一回の届出による休会期間は1ヶ月から12ヶ月間までとし、休会中の会費等は発生しないものとします。

メンバー種類の変更

第12条

メンバーは、各月の5日（5日が休館日の場合翌営業日）までに本スタジオに所定の変更届を提出することにより、翌月からメンバー種類を変更することができます。5日を過ぎた場合は、本スタジオの事務手続き上、翌々月扱いになります。

退 会

第13条

メンバーは、各月の5日（5日が休館日の場合翌営業日）までに本スタジオに所定の退会届を提出することにより、その月末限りで退会することができます。電話等口頭での退会は受け付けません。5日を過ぎた場合は、本スタジオの事務手続き上、翌月末日扱いになります。なお、本スタジオが退会届を受領しない限り会費支払義務は発生するものとします。

フィットネスプログラムの利用

第14条

①本スタジオは、メンバー、メンバー以外の方（以下「ビジター」といいます）に関わらずフィットネスプログラムの利用は事前予約を優先する事とします。予約はインターネットによる申し込みのみの受付となります。ビジターは、本スタジオの施設を利用するにあたり、本規約第18条に準ずるものとします。

②ビジターの料金、その他に関する規則は別に本スタジオが定めます。

スタジオ予約キャンセル

第15条

キャンセルはフィットネスプログラム実施日前日の24時までとし、必ず期日までにインターネットによる手続きを行いキャンセルをしてください。手続きなしのキャンセルが3回以上続いた場合メンバー資格停止をする場合があります。

休 業

第16条

本スタジオは、原則として別紙に表記する日を定休日及び季節休業とします。また、その定休日及び季節休業のほか、諸

施設の補修、会場整備、その他本スタジオの都合により休業することがあります。なお、休業に関してのお知らせは原則として2週間前までに館内掲示します。ただし、施設安全管理の面から緊急工事が必要な場合など緊急の事態が発生した場合には、あらかじめ掲示することなく一部または全部の施設を休業することができるものとします。

施設の廃止・利用制限等

第17条

①本スタジオは、次の事由により本スタジオの一部または全部を閉鎖または臨時休業することができます。

一 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で本スタジオの業務遂行に支障があるとき。

二 施設の改造または補修工事実施のとき。

三 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。

四 施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる事情が発生したとき。

五 その他閉鎖または臨時休業の必要があると認められるとき。

②各種大会及び特別行事を開催する場合、施設の一部または全部の利用が制限されます。

メンバーの利用及び事故

第18条

①メンバーは、自己の責任と危険負担において、他のメンバーと協調して、本スタジオの施設を利用するものとします。

②本スタジオは、メンバーが本スタジオの施設利用中に生じた盗難、怪我その他の事故について、本スタジオの責めに帰すべき事由がない限り、責任は負いません。メンバー同士の本スタジオ内外でのトラブルについても同様とします。

③メンバーは、本スタジオにおいて、技量を超えた行為及び危険行為は行ってはならないものとします。また、本スタジオの事前の書面による承諾なしに、対価を得て他の利用者に対する指導行為を行ってはならないものとします。

変更事項

第19条

メンバーは、住所または連絡先等入会申込書記入事項に変更のあった場合は速やかに所定の書面で届け出るものとします。

諸費用の改定

第20条

本スタジオは、本規約に基づいてメンバーが負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができます。この場合、本スタジオは改定日の1ヶ月以上前までに施設内への掲示及び当社ホームページにてメンバーに告知するものとします。

細則

第21条

本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則は本スタジオが定めるものとします。

改定

第22条

本規約の改定及び変更は本スタジオにより為されるものとし、その効力は当該改定及び変更時に在籍する全てのメンバーに及ぶものとします。なお、本スタジオが本規約の改定及び変更を行うときは改定日の1ヶ月以上前までにその内容を施設内への掲示及び当社ホームページにてメンバーに告知するものとします。

附則

第23条

本規約は2016年5月1日より施行します。

名称及び所在地

名 称：ハレロイスタジオ

住 所：東京都杉並区高円寺南5丁目21番7号 高円寺マンション103号